



こころの執行者 ～遺言の執行を託すということ～

MUFG相続研究所 主任研究員 いりえ まこと 入江 誠

どこか無慈悲な印象のある「執行」という言葉。「強制執行」、「刑の執行を3年間猶予する」のように、法律や裁判の判決、行政処分などの内容を実現するときに用いられるからでしょうか。

ところで、自分が亡くなったあとの財産の分け方を指定する「遺言」。この遺言の内容を実現することも「執行」と言います。その役割を担う人は執行者です。



遺言は、遺された家族への思いや愛情を表したもので、若干違和感がありますが、その権限の大きさと責任の重さからは、あながち不自然ではないかもしれません。

例えば、執行者がいる場合は、たとえ法定相続人であっても、遺言の内容に反して勝手に遺言者名義の預金を解約したり、名義変更をすることはできません。

一方、執行者は、遺言の内容に則り、遺言者の財産を一旦換金して、相続人に分配するまで手元にプールしておくこともできます。



このように大きな権限を持つ執行者が、もし、職務に違反したらどうなるでしょうか。勿論、着服や流用は犯罪行為ですし、訴えられたら損害賠償責任を負います。また、執行者が信託銀行や弁護士のように認可や登録を受けた事業者であれば、行政処分等の対象にもなるでしょう。

さて、「訴えられたら」と申し上げましたが、誰が訴えるのでしょうか。一番、怒り心頭に発しているのは遺言者ですが、現世では訴えられません。従って、相続人ということになりますが、もし、相続人が小さいお子さん、或いは認知機能が低下している方だったらどうでしょうか。

[次ページへつづく▶](#)

遺言や信託が、契約と大きく異なるのは、守られるべき人、利益を受けるべき人が、自分のために相手を訴えることを必ずしも想定していない点です。むしろ、訴えられないことを前提にしているとも言えます。

遺言では、相続人は一方的にその利益を享受する立場で、遺言者に代わって、その利益を守ってくれるのが執行者です。

だからこそ、遺言者は、将来、相続人が訴えるようなことがないように、信頼する執行者を選ぶ必要があります。選ばれた執行者は、もっぱら遺言者と相続人のために忠実に責務を果たさなければなりません。この責務がFiducialy duty(受託者責任)で、契約などでよく問題になる善管注意義務よりも重い責任です。

なお、同じように弱い立場の人の財産を守る仕組みとして後見制度がありますが、この制度では、裁判所から選任された後見人が本人に代わって取引や支払いを行い、その金額が大きい場合は、裁判所や後見監督人の許可が必要です。毎年、被後見人の財産の状況等を裁判所に報告する義務もあります。

遺言の執行では、後見制度のような監督の仕組みはありません。前述のとおり、認可等を受けた執行者の場合は別として、事業者でない個人の場合は、基本的に相続人等が自ら目を光らせるしかありません。

今、我が国では終活が注目され、今後、遺言を書く方も増えると思われます。戸籍という世界的にも稀な制度と、戦後の民法によって、遺言があれば回避できたトラブルや手続き長期化で、所有者不明の不動産が増えているのはご承知の通りです。

もはや相続は個人や家族の問題に留まらず、社会や経済全体の課題と言え、政府も、自筆証書遺言の保管制度創設といった取り組みで、遺言の活用を後押ししています。

但し、遺言さえあればいいわけではありません。法的に実現可能な内容であることは当然ですが、信頼できる執行者に担わせることが、遺言の内容と同じくらい重要です。

遺言者の思いを忠実に実現し、遺された人が、あらためて亡き家族に感謝の気持ちを抱くことが、自らの責務だと思ふような「心の執行者」を選ぶことが、家族と自分のための責任ある終活と言えるのではないのでしょうか。



意見にあたる部分は著者の見解であり、MUFG相続研究所の見解を代表するものではありません。なるべくわかりやすくするために、大幅に省略・簡略化した表現としています。個別具体的なことについては、専門家に具体的にご相談ください。本資料の無断複製、複写、転送等のご遠慮ください。

*「MUFG相続研究所」は、三菱UFJ信託銀行が資産管理・資産承継に関する調査・研究・レポート作成等の業務を対外的に行う際の呼称です。